

制度概要

目的

- 経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え、更に真水（ニューマネー）を追加することを可能とする。
- これにより、対象事業者の資金繰りを支援する。

保証条件

【保証期間】

- 15年以内（据置期間1年以内を含む）

【計画策定等】

- 返済条件の緩和に至った経緯等の状況説明書を作成すること
- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定すること
- 策定した事業計画の進捗報告を行うこと

【保証料】

- 信用保証協会の所定料率

【保証割合】

- 責任共有制度の対象（8割保証）

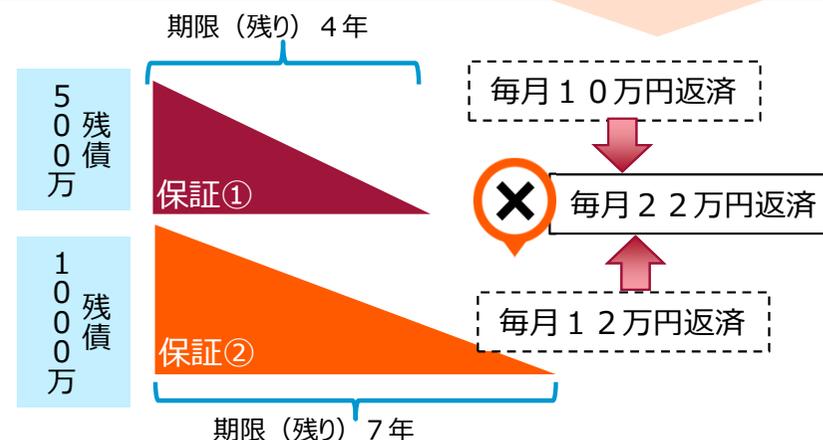
【取扱開始日】

- 平成28年3月1日（予定）

事業イメージ

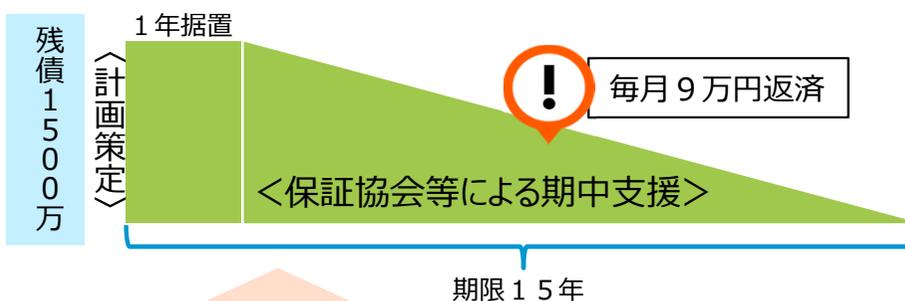
借換保証前

○返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え



一本化
(1500万円)

借換保証後



- 複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担を軽減
- 事業計画を策定し、計画的に返済等の資金繰りを正常化
- ニューマネーの追加も可能（※金融機関等による審査あり）